

第一章

総論

（原債能力）

一 かりに入らざれば我が口と同様。商事會
 此は營業のたぐひに金銀の借入をなすことか認
 められしりる。即ち會社はその目的の範圍内
 におりて法人格を認む。せらぬ。債務を負担す
 る行為に就いてもその能力が前提となる。而
 し、^{この} かりに入らざれば我が口と同様。商事會
 絕對的記載事項を記載するの目的によつ
 2 認められる。和議會社の能力は和議明記の

もののかりが顯示的であつても差支へない。
 高き余此の借金の行為は營業の過程過程にお
 いてゆゑであるから負債能力は高き會社の目
 的の範圍に於てあるものである。（注三）

注一 かりに入らざれば我が口と同様。商事會
 と附随定款があり基本定款は我が口同様の
 絶対的記載事項を記載する定款（注一）
 六条に相当し。附随定款は相對的記載事項
 次（注一）六八条並に任意の記載事項と
 併せ記載されるものである。かり入會社